

◎新潟県告示第1331号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名：ACBL(N)-018）及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン（通称名：4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール（通称名：25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成29年12月20日